

研究ノート

密輸入を伴う関税は脱に対する罰金の上限について

関税法の罰則相互又は関税法と内国消費税法若しくは薬物規制法令等との罰則が、刑法上、併合罪となるのかあるいは観念競合となるかは判例の変遷もあり適用において税関職員を悩ませているところである。

今回 30 年度関税改正で無許可輸入に対する罰金額が引き上げになったがこれによる影響を考察してみることにしたい。

1 関税法第 110 条と第 111 条

有税品を無許可輸入した場合、関税法第 110 条と第 111 条が成立し、この両者は観念的競合となるⁱ。

観念的競合の場合は、その最も重い刑により処断することとされている（刑法第 54 条 1 項）おり、30 年改正以前では、110 条は「10 年以下の懲役若しくは 1000 万円（保脱額の 10 倍が 1000 万円を超えるときは保脱額の 10 倍）以下の罰金又はこれを併科」であり、111 条は「5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金又はこれを併科」であったから問題なく 110 条のほうが重い罪でありこれにより処罰されていた。

しかし 30 年改正で 111 条の罰金額が「1000 万円（貨物の価格の 5 倍が 1000 万円を超えるときは、貨物の価格の 5 倍）以下」に引き上げられたため貨物の価格と税率によっては 111 条の罰金額のほうが上限が高くなる事態が生じるようになった。

例えば貨物の価格が 3000 万円で関税率が 5% の場合、関税のは脱額は 150 万円であるので、110 条の罰金の上限は、関税のは脱額の 10 倍の 1500 万円であるが、111 条の罰金の上限は、貨物の価格の 5 倍の 1 億 5000 万円となり、111 条のほうがはるかに高くなる。

観念的競合における、刑の比較については、判例ⁱⁱは重い刑種のみをそれぞれ取り出して比較対照するという重点的対照主義がとられている。

これに従う限り有税品については 111 条の適用の余地はなく罰金の上限は無税品（すあ んわち 110 条が成立しない場合）より低くなるのが一般ⁱⁱⁱになることになる。

もつとも最高裁は、その後の判例^{iv}で、傷害罪と公務執行妨害とが観念的競合となる場合の事案で重い罪の障害罪の法定刑が懲役刑と罰金刑で、軽い罪の公務執行妨害の法定刑が懲役刑のみ^vの場合、罰金刑を選択することはできないとしてこの原則を修正し、「刑法第 54 条第 1 項前段の一個の行為が数個の罪名に触れる場合に「其最モ重キ刑ヲ以テ処断ス」と規定しているのはその数個の罪名中もつとも重い刑を定めている法条によつて処断するという趣旨と共に他の法条の最下限の刑よりも軽く処断することはできないという趣旨を含むと解するのが相当である」としてこの原則を修正し、さらに、その後の判例^{vi}で、「法定刑が「10 年以下の懲役」である詐欺罪と、法定刑が「5 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金又はその併科」である犯罪収益等隠匿罪が観念的競合に立つ場合に、刑法 54 条

1 項の趣旨に鑑みもっとも重い罪の懲役刑にその他の罪の罰金刑を併科することができる」としており、そうなるとこの流れからは「重い罪と軽い罪がいずれも懲役と罰金の選択又は併科を規定する場合で軽い罪の罰金額のほうが多額なときは、その多額まで罰金を課することができるのが、刑法 54 条 1 項の趣旨である」なるのが論理的であると思うが実際の判例はどうなるであろうか。

(2020 年 10 月 15 日追記)

新しい最高裁判決がでました^{vii}。数罪が科刑上一罪の関係にある場合において、各罪の主刑のうち重い刑種の刑のみを取り出して軽重を比較対照した際の重い罪及び軽い罪のいずれにも選択刑として罰金刑の定めがあり、軽い罪の罰金刑の多額の方が重い罪の罰金刑の多額よりも多いときは、刑法 54 条 1 項の規定の趣旨等に鑑み、罰金刑の多額は軽い罪のそれによるべきとの判断です。

なお、先行判例として名古屋高等裁判所金沢支部平成 25 年（う）第 65 号同 26 年 3 月 18 日判決・高等裁判所刑事裁判速報集平成 26 年 140 頁があるようですがこれは最高裁 HP には掲載されていません。

この最高裁判決により、無許可輸入とは脱が競合しても高い方の罰金をとることができることがはっきりしました。

ところでこの事件は被告人側の上告であるが、事情として

建造物侵入罪の法定刑は 3 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金であり、埼玉県迷惑行為防止条例違反の罪の法定刑は 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金であるから、最高裁昭和 22 年(レ)第 222 号同 23 年 4 月 8 日第一小法廷判決・刑集 2 卷 4 号 307 頁(以下「昭和 23 年判例」という。)によれば、被告人に対する処断は、各罪の主刑のうち重い刑種の刑のみを取り出して軽重を比較対照した際の重い罪である建造物侵入罪の法定刑によることになり、罰金刑の多額は 10 万円となるとの判断を示し、これによると罰金刑の選択は相当でないとして被告人に懲役 2 月、3 年間執行猶予の判決を宣告し(検察官の求刑は罰金 40 万円)、原判決も上記判断を是認して被告人の控訴を棄却した。

というもので下級審が罰金の上限を低く考えて罰金 40 万円にはできないので、懲役刑として上告になったものです。

2 消費税のほ脱と関税法第 111 条

関税法第 110 条と第 111 条との問題は、最近の密輸状況からはなかなか裁判事例が発生しないかも知れないが、消費税のほ脱と関税法第 111 条の競合であれば、まさしく今問題になっている金の密輸入の問題である。

輸入貨物の対する消費税のほ脱の罰則も、30 年税制改正で引き上げとなり「1000 万円（保脱額の 10 倍が 1000 万円を超えるときはほ脱額の 10 倍）以下の罰金」となり、貨物価格からみればその 63%^{viii}に相当する。関税法 111 条の貨物価格の 5 倍よりは低いが、相当な高額である。

従って、金などの密輸入にたいして貨物価格の7割以上に相当（かつ1000万円を超える）する罰金を科す判決が今後でない限り、観念的競合で比較すべき2つの刑の罰金額について新しい判例がでる可能性は低い。

今後、法律改正を踏まえて実際の罰金の水準がどう推移するか興味のあるところである。

i 最高裁判所第二小法廷 決定昭和33年10月27日（昭和31(あ)1312）刑集 第12巻14号3413頁

ii 最高裁判所第一小法廷判決昭和23年4月8日（昭和22年（れ）第222号）刑集2巻4号307頁

iii 関税率が50%を超えない限り貨物価格の5倍のほうが関税額の10倍より多額である。

iv 最高裁判所第三小法廷判決昭和28年4月14日（昭和27年（あ）第664号）刑集7巻4号850頁

v 現在では公務失効妨害の法定刑に罰金もあるがこの当時は懲役だけであった。

vi 最高裁判所第一小法廷決定平成19年12月3日（平成18年（あ）第2516号）刑集61巻9号821頁

vii 最高裁判所第一小法廷判決令和2年10月1日（平成30年(あ)第845号)

viii いうまでもないが消費税率は、6.3%で、地方消費税が、消費税額の17/63（価格に対して1.7%相当）である。